

平成24年第3回  
利根町議会定例会会議録 第3号

平成24年9月5日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	新井邦弘君	8番	井原正光君
2番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
3番	船川京子君	10番	若泉昌寿君
5番	守谷貞明君	11番	白旗修君
6番	坂本啓次君	12番	五十嵐辰雄君
7番	高橋一男君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山	務君
総務課	長	師岡昌巳	君
企画財政課	長	秋山幸男	君
税務課	長	坂本隆雄	君
まちづくり推進課	長	高野光司	君
住民課	長	木村克美	君
福祉課	長	石塚稔	君
保健福祉センター	所長	岩戸友広	君
環境対策課	長	蓮沼均	君
保険年金課長兼国保診療所事務	長	鬼澤俊一	君
経済課	長	矢口功	君
都市建設課	長	飯塚正夫	君
会計課	長	菅田哲夫	君
教育	長	伊藤孝生	君
学校教育課	長	福田茂	君
生涯学習課	長	石井博美	君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	記 雑 賀 正 幸
書	記 飯 田 江 理 子

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 3 号

平成24年9月5日(水曜日)

午後1時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

午後1時00分開議

議長(五十嵐辰雄君) こんにちは。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

---

議長(五十嵐辰雄君) 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き通告順に質問を許します。

4番通告者、2番花嶋美清雄君。

〔2番花嶋美清雄君登壇〕

2番(花嶋美清雄君) 皆さんこんにちは。4番通告、2番花嶋美清雄です。今回の一般質問は、大きく四つの質問をします。質問の順番が前後しますので、よろしくお願ひします。

それでは、始めたいと思います。

1、災害緊急時の対策についてお伺ひします。

(1)小中学校への登校時の安全対策は、役場、教育委員会が、保護者、児童生徒にどのように指示し、対応し、行動を進めるのかお伺ひします。

あとは自席で行います。

議長(五十嵐辰雄君) 花嶋美清雄君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） 議員の皆様方には、きのうに引き続き一般質問ということで、ご参集、大変ご苦労さまでございます。

それでは、花嶋議員の災害緊急時の対応についてのご質問にお答えいたしますが、1点目の小中学校の登下校時の安全対策についてのご質問については、教育長の方から答弁をさせます。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

教育長（伊藤孝生君） それでは、花嶋議員の災害緊急時の対応について、ご質問にお答えいたします。

災害または緊急時の児童生徒の登下校の安全対策でございますが、町内各学校におきましては、県教育委員会の学校防災の手引をもとにして災害対応マニュアルを作成しまして、児童生徒の安全確保に努めているところでございます。

まず、登下校中に地震が発生した場合の対応でございますが、やはり避難訓練の際には、児童生徒の反応と行動として、落ちてこない、倒れてこない、移動してこない、このような場所に身を寄せ、手身近なかばんや上着等で頭部を守るなど、自分の身の安全は自分で守ることができる能力を身につけるよう指導しております。

また、各学校では、登下校中の災害等に備え、通学路の安全点検を定期的を実施し、危険箇所の洗い出しを行っております。ブロック塀の多いところや落下しそうな看板などの場所については、事前に児童生徒に注意を促しております。

次に、在校中に地震または風水害等が発生した場合の対応でございますが、各学校長は、通学路等の安全確認ができるまでの間、児童生徒を校内の安全な場所に一時的に待機させます。安全が確認できた段階で、状況に応じて教職員が引率して集団下校させるか、あるいは保護者への引き渡しを行い、安全に帰宅させることになっております。この際、引き渡しのできない児童生徒に対する方策も決めてございます。この保護者への引き渡しについては、町内すべての学校において訓練を実施しております。

また、保護者などの迎えが不可能な事態を想定した長期的対応策についても策定してございます。

以上でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） ありがとうございます。

集団下校ということなんですけれども、登校時のとき、登校時です。登校のときには、どういう対策があるかお伺いします。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

教育長（伊藤孝生君） 今お答えしたとおりでございますが、登校中に、やはり地震が

発生した場合の対応、先ほど話しましたように、子供たちの危険を回避できるような、そういったものをまず身につけさせるということで、それぞれ避難訓練等で指導しておるところでございます。

また、登校中には、ほぼPTAの方々や、それから、また、地域ボランティアによる登校指導等も行っております。そういった方々の指導、助言等も得ながら、安全に登下校できるようにということで配慮しております。

以上です。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） ありがとうございます。

それで、2学期が始まりましたけれども、通学路、道路、または周辺、学校各所の点検というのは、夏休み期間中に学校関係者やPTAさんたちが点検するのですか。教えてもらっていいですか。

議長（五十嵐辰雄君） 学校教育課長福田 茂君。

学校教育課長（福田 茂君） 教育委員会と、それから、役場、都市建設課、それから、取手警察署の交通課、それと、竜ヶ崎工事事務所、そこの担当の方と共同で点検をして、学校では、その前に4月に入った段階で点検されていますけれども、その後の対応策として、その4者で合同で点検をして、その対応策を今練っているところでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） 4月ということなんですけれども、これ学期末……、2学期始まりましたけれども、この2学期始まる前には点検等に行っていないんでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 学校教育課長福田 茂君。

学校教育課長（福田 茂君） 4月といいますと、始業式、4月の新学期始まる始業式前に点検をしております。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） それでは、4月ということは、1年に1回ということなんですけれども、学期ごと、せめて……、1学期、2学期、3学期とあると思うんですけれども、その中で、道路状況とか、工事をしているとか、ある面で、いろいろな日常が変わっていくんですけれども、2学期前に……、今後の対策として、2学期前とか3学期前に登下校の道路は見るという対策は、これから行うつもりはありますか。

議長（五十嵐辰雄君） 学校教育課長福田 茂君。

学校教育課長（福田 茂君） その場、その場の、そのとき、そのときの状況、それに対応してやっていきたいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） その場、その場というよりも、年3回ぐらいは定期的に行っていた方が、保護者、生徒の安心・安全のためにも必要だと思うんですけれども、いかが

ですか。

議長（五十嵐辰雄君） 学校教育課長福田 茂君。

学校教育課長（福田 茂君） 今は、保護者、それから、学校という形で年に1回というような形で実施して、その結果をもとに我々が、教育委員会、先ほど申し上げました都市建設課と合同でまたやるわけなんですけれども、回数、できれば多い方がいいんでしょうけれども、その辺は今後検討していきたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） 検討していただけるというご回答をいただいたんで、次に進みます。

（2）番、町には、ひとり暮らしの方、高齢者260人の方がおります。その方々の災害緊急時の対応はどのように考えているのかお伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

高齢者やひとり暮らしの方の誘導はどのようになされているのかというご質問でございますが、現在、利根町災害時要援護者登録制度がありますので、65歳以上のひとり暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、認知症高齢者、身体、知的、精神障害者、そのほか援護を必要とする方に登録していただき、その登録者名簿を、民生委員、社会福祉協議会、警察署、消防署に情報提供しております。

災害時には、民生委員を初めとして、関係機関や地域住民の協力をいただき、要援護者の方を避難所まで誘導することが重要であろうと、そのように認識しております。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） ありがとうございます。

そういうふうにやっていただければ、町民の方も安心して暮らせるのではないかと思います。

続きまして、2番、緊急車両についてお伺いします。済みません、ちょっと順番が逆、4番のを2番に持ってきます。ごめんなさい。済みません、緊急車両についてお伺いします。

（1）立木地区の町道1237、1238号線は道路が狭く、緊急車両が通れなくて困っていると聞いていますが、迂回路などの対策はあるのかお伺いします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、緊急車両についてのご質問にお答えをいたします。

立木地区の町道1237及び1238号線は道路が狭く、緊急車両が通れなく困っていると聞いていますが、迂回路などの対応策はあるかということにお答えします。

この件につきましては、利根消防署に確認をいたしましたところ、次のような回答を得ております。

当該地区には、緊急車両が通行または進入できない場所が存在します。

一般的な話になりますが、消火活動につきましては、火災現場周辺の消火施設及び地理的状况を判断し、最も有効な場所に消防車両を停車し、放水用ホースを延長することで対応をしております。

次に、救急支援でございますが、支援場所付近の道路状況を判断し、より支援者宅に近いところで、より適切な場所に救急車両を停車し、ストレッチャーを使用し搬送しておるそうでございます。

このように、現地の状況に合わせ、対応しているとのことであります。

このようなことから、町といたしましては、特に迂回路等の対策は考えておりません。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） 消防署、警察署の回答はいただきました。この迂回路、狭い道路が、この立木地区にもありますけれども、こういう現状を町として知っていたのか、今まで知らなかったのかをお伺いします。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長師岡昌巳君。

総務課長（師岡昌巳君） 緊急車両の進入できない狭い道路等につきましては、町の方では、現在、ただいま言われました立木地区並びに布川地区の一部ということで把握はしております。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） 布川地区と立木地区、2カ所あるということなんですけれども、また、今後の対策として、道幅を広げるのに土地の提供者との話し合いなどを行う予定があるのかお伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 都市建設課長飯塚正夫君。

都市建設課長（飯塚正夫君） 確かに、この1237、1238、この道路は現況幅員で大体2メートル50から3メートルございます。ただし、車は通れないということはございません。緊急車両が、なぜ入らなかったということは、先ほどお答えしたように、例えば入って行ってバックしなきゃならないとか、そういったふうな状況で多分入っていかなかったのかなというふうに考えております。

それで、土地の提供をするに今後の考え方ということなんです、実際に、この2路線に対しましては、2回ほど地元から要望が上がってきております。それに対しまして、土地を提供というのは、売るとか買うとか、それと、無償とかというふうな、寄附とかというようなことがあると思うんですが、基本的な考え方としまして家を建てる場合には、建築基準法で申しますと、4メートル以上の道路に自分の敷地が2メートル以上接していないと家を建てられません。ですから、基本的に言いますと、4メートル道路以下ですと、例えばセンターから両方に振り分けてセットバックというのが基本的な考え方になります。逆に向こう側が水路の場合、広げられない場合には、その水路の端から手前に4メートル

セットバックするというのが建築基準法の考え方になっています。そういうことで、地元の方には、その辺の協議を要望が上がってきた時点で何回か返しております。地元でも検討したというか、協議したらしいんですが、最終的には、まとまっていません。ということで、今現況でございます。

消防車なんです、地元の消防団によりますと、あの道路はポンプ車が通れるだけの道は確保できているということなんで、そういったふうな道路行けるんですが、先ほど言った常設の消防車とか緊急車両等は入っていかないということでもありますので、そういったふうな地元の寄附とか無償貸与とか、そういったふうなことがまとまれば、当然、もう2回も回答していますけれども、検討するというふうなことでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） わかりました。地元の方が納得していただければ、また検討するというのをいただきましたので、次に移りたいと思います。

3番の喫煙場所についてです。

（1）役場や公民館、その他の公共施設、国保診療所または利根町にある医療機関には喫煙場所があるのかお伺いします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

役場等の喫煙場所についてということでございますが、ご承知のとおり平成15年、健康増進法、いわゆる受動喫煙防止法が施行されて以来、全国的に分煙の機運が高まり、特に公共的な場所においては大幅に喫煙場所が規制されているというような状況でございます。

こうした中、当町におきましても、公共施設の建物内はすべて禁煙とし、現在、役場では、来客用の喫煙場所が正面玄関横の1カ所、職員用が庁舎裏手の通路1カ所に制限しております。

また、公民館では玄関前の1カ所、生涯学習センターでは歴史民俗資料館との共同喫煙序として中庭に1カ所、図書館では玄関前の1カ所、保健福祉センターでは玄関前の1カ所、布川地区コミュニティセンターでは玄関前の1カ所、柳田國男記念公苑では駐車場に1カ所と、それぞれ喫煙場所を制限しております。赤松宗旦の旧居跡にはございません。

なお、国保診療所に関しましては、医療機関ということもあって全面禁煙としていところでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） 結構、喫煙場所がありますね。これ健康面で、副流煙で他人に気遣うということで、この喫煙場所を減らすお考えというのはありますか。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長師岡昌巳君。

総務課長（師岡昌巳君） 先ほど言いましたように受動喫煙防止法ということで、大変喫煙者の方、現在、肩身の狭い思いでいると思いますが、やはり役場の中でも1カ所とい

うことで、各施設に1カ所、最低1カ所ということで設定しておりますので、灰皿等ないと、その辺にポイ捨てる方もいるかと思imasので、1カ所だけは、最低1カ所だけは設定しておきたいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） これ、いずれ禁煙は、もちろん1カ所になっていきますけれども、できれば条例なんかつくるなんていう、そういうことはせずに、なくす方向でいくというのはどうですか。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長師岡昌巳君。

総務課長（師岡昌巳君） ただいまのご質問は、条例で喫煙をやめさせると、禁止することでしょうか。そこまでは、多分、条例等の制定は考えておりませんが、なるべく喫煙は遠慮していただければありがたいんですが、どうしても吸っている方……。私、大分前にやめましたけれども、全面禁煙にしてもいいんですが、やはり喫煙している方を考えると、1カ所は、どうしても必要ではないかなと考えています。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） これは喫煙する方にとっては喜ばしいことだと思うんですけども、副流煙ですか、受動喫煙される方々には非常に迷惑になっておりますけれども、ぜひとも禁煙に向けて動いていただきたいんですけども、課長、どうですか。これ禁煙、ぱっさりとお願ひします。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長師岡昌巳君。

総務課長（師岡昌巳君） 公共施設、職員だけでなく一般の方も見えられると思いますので、そういった方々からも何らかの全面禁煙というような要望等ございましたら、検討していきたいと思いますが、現在のところは、全面禁煙には、ちょっと難しいかなと考えております。分煙室とか、お金をかけてつくればいいんでしょうけれども、なかなかそういったこともできませんので、現在の状況を維持するしかないのかなと考えます。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） それでは、喫煙をするということは、喫煙をする人の味方ではないんですけども、そういうあれですか、喫煙をするために場所を確保しているということになりますか。この喫煙をする意味は何でしょうか。吸う必要がないですか。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長師岡昌巳君。

総務課長（師岡昌巳君） 喫煙する気持ちというか、その方によって、いろいろあると思うんですが、ストレスの解消等、いろいろな面があると思うんですが、国の方でも、たばこを販売しているわけですので、それを全面禁止ということは町の方ではできないというように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） そういうことなんだろうけれども、健康増進法第2節の受動

喫煙防止、平成15年4月30日付で健康増進法第25条に規定されていることは多分わかっていると思うんですけれども、敷地内全面禁煙ということなんですけれども、今、各所玄関先、駐車場、これも敷地内に含まれていると思うんですけれども、それに関しては、これは違反というか、そういう認識はないんですか。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長師岡昌巳君。

総務課長（師岡昌巳君） ただいまのご質問なんですけど、敷地内については全面禁煙というような解釈ということでしょうか。

2番（花嶋美清雄君） はい。

総務課長（師岡昌巳君） 申しわけありません。その辺のところ、法令等の内容、ちょっと把握しておりませんので、申しわけございませんが、ちょっと答弁できません。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） 課長、ちょっとわからないようなんですけれども、後で、よく条例見ていただいて、それであれば禁煙という方に向うということによろしいですか。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長師岡昌巳君。

総務課長（師岡昌巳君） 先ほどからも申しておりますように、法令的に施設内全面禁煙という解釈ということであれば、公共施設等につきまして検討してまいりたいと思いません。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） では、対応していただけるということで、ありがとうございました。

それで、教育長にお伺いします。

小中学校の運動会も間近ですが、正門付近の禁煙の扱い、この間、私がお質問した。その後の話し合いは進んだのか、どうなのか。よろしくお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

教育長（伊藤孝生君） 小中学校の運動会等での喫煙の問題ですけれども、敷地内禁煙というのは、これは完全に守っていただくということで、あと、外での喫煙については、まだPTAの方々と、その辺をちょっと話し合っておりませんで、あくまでも、これは、それぞれPTA、学校と十分話し合っていていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） これは大分前の一般質問、先月でしたっけ……、6月の一般質問だと思うんですけれども、それから3カ月たっていますけれども、学校長とかなり会っていると思うんですけれども、そういう話し合いは全然持たれなかったんでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

教育長（伊藤孝生君） 特に喫煙の話はしておきましたけれども、あとは、PTAとよ

く話し合っ決めていきたいというような回答でございました。

以上です。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） P T Aの方と禁煙の方向で話し合いが進めばいいと思います。

それでは、最後の質問になります。4番目です。職員の屋外作業についてお伺いします。

1、この暑い日中、役場職員が草刈り、伐採作業等を行っております。大変ご苦労さまです。そこで、安全対策として、ヘルメット、ゴーグル、手袋などの着用はしているのか。また、刈払機、チェーンソーの使用に当たり、講習等は実施しているのかお伺いします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、お答えいたします。

草刈りや伐採作業等の安全対策はとのことですが、現在、行政改革の一環として、公共施設を初め、道路、公園等の草刈り作業を全職員により実施しておりますが、その安全対策としては、特に、休憩を含めての体調管理、作業中の周囲の安全確認や、ゴーグル、作業手袋の着用などにより、事故やけがの防止に努めておりますが、ヘルメット着用はしておりません。

また、刈払機使用に当たっての講習でございますが、講習を受けた作業資格が必要となるのは、対価を受け取る業務として作業を請け負う場合等であり、現在のところ職員に対しての報酬は実施しておりません。

なお、樹木の伐採作業につきましては、高木は、高い木ですね。危険を伴うため業者委託により実施し、障害の除去などのため、低木の枝剪定等についてのみ職員が実施する場合がありますが、これらの作業も、周囲の安全確認等により事故防止に努めております。

また、参考までに、都市建設課の現業職の場合でございますが、作業時には人や車の往来に十分注意し、周囲に気を配りながら作業するようにしていくよう指導しているところでございます。

また、職員自身を守るために、草刈り作業時にはゴーグルなどをつけるよう指導しております。また、落下物、墜落等が想定される作業時には、ヘルメットを着用しております。

刈払機取り扱いの講習につきましては、労働基準局長からの講習の通達（平成12年2月16日）には、雇い入れたときは教育をするとあります。

現在、従事している職員は2人いますが、1人は、その通達が出される前から従事しており、長く経験していることから、講習は受けておりません。もう1人の職員は、前職の建設会社で経験しており、刈払機、チェーンソーなどの講習を受けております。

以上です。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） 内容はわかりました。

作業中に転倒する場合とかあると思うんです。そういうときに、ヘルメットというのは

重要だと思えます。役場は、労災関係はどうなっているかちょっとわかりませんが、作業中、業者は、もちろんヘルメット、もちろん講習は行っているのが当然であります。この作業中転倒防止、頭を打ってけがをする場合もありますので、ヘルメット着用は今後進めていくのか、どうなのかお伺いします。

議長（五十嵐辰雄君） それでは、答弁ですが、企画財政課長、答弁をお願いします。

企画財政課長（秋山幸男君） 刈払機等の作業のときのヘルメットの着用というようなことをごさいますけれども、職員の安全を守るというような観点に立てば、そういうことも必要だと思えますので、購入について検討していきたいと思えます。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） 購入されて、着用されるのが義務だと思うので、やっていただきたいと思えます。

免許系、教習系、草刈り機、これは結構、大変、毎年事故が多い、チェーンソーも、死亡事故も起きている機械なんですけれども、使用上の注意、もちろん講習する場所によっては、刈払機、1日、チェーンソーは2日行っております。役場等も、職員の方、農家の方は田んぼで草刈り作業とかやってなれているとは思えますけれども、なれている上に、けがなどが発生する場合があります。そこで、やっぱり講習等、その機械を所有する職員の方の安全も考えて、講習をなされた方がよいかと思うんですけれども、いかがですか。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長師岡昌巳君。

総務課長（師岡昌巳君） ただいま安全衛生講習を受けた方がいいということでございますが、職員が、この草刈りを始めてから6年程度になりますか。その間、1件だけ、ちょっと刈払機の作業中けが等がございました。それから、新採用等、職員も入っておりますので、この講習を役場として個別に受講というか講習会を実施していきたいというふうに考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） ありがとうございます。

やっぱりけが、これは本当に将来を左右するけがにも起きかねませんので、必ず講習を受けるような方向でお願いします。

そこで、あと、今、非常に、きょうも暑いです。熱中症対策、そういうことは、作業員さん、職員さんには、どのような対応をされているのかお伺いします。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 庁舎につきましても敷地の清掃を、たしか5月ころからだったと思えますが、毎月1回、月の第2週あたりの月曜日だったか火曜日あたりを指定日ということでやっておりまして、8月は暑いので、8月は実施しません。今月については、来週の火曜日だったと思うんですけれども、除草作業等を行うようになっております。11月まで実施をします。

そのようなことでやっておりまして、熱中症につきましても、暑い時期については、ちょうど1時から入れますので、暑いときは体調管理十分やっていたかないと体調を崩してしまうこともありますので、その管理については、暑いときは作業を手短にしまして早目に切り上げるような形で実施してございまして、各自水分の補給等についても、各自でやっていただくというようなことでございまして、無理をしないというようなことを基本に対応してございます。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） 先ほど、けが1件ということをお聞きしました。体調不良、本当に、休み休みやっているとすけれども、体調不良で体がちょっとぐあい悪くなったという方は何名かおりますか。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 庁舎の除草作業のときに体調を壊した職員が何人かいます。ただし、その人に、すぐ体調が悪いというような申し出があれば休むような、涼しいところに暑いところから移動してもらって、ゆっくり休んでもらうというようなことをしてございます。それでも状況が悪いときには、医療機関の方に受診を促すというようなこともやってございます。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） これ日中、本当に、造園、土木の作業員も、つらい日中をこなして体調不良の方も多々あります。もちろん職員の方は、庁舎で、ちょっと今はクーラーきいていると思うんですけれども、そういう方が急に出て日中作業するのは本当につらいことだと思います。これは、町長、そういう作業は業者の方に入札かなんかで、草刈り等、伐採等は回すという予定とかはないんでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 今のところは、今までどおりやろうかとは思っているんですが、住民の方の中にはいろいろな意見がありまして、なぜ職員に草刈りをさせるんだという方もいらっしゃいますし、また、その一方で、役場の職員が経費節減のために率先して草刈りをやってくれているという、両極端なとらえ方がありますので、そこらも含めまして、このまま続けるのか、それとも業者に委託するのか。財政上の事情がありますので、どのくらい今のボリュームで草刈り、また、低い木の剪定等をしたら、どのくらいの予算がかかるのか等々もありますので、検討していく価値はあるんじゃないかなと、そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） わかりました。

町民も職員も大切な財産ですので、安心・安全をこれからもよろしく願います。

以上で、一般質問を終わりにします。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で、花嶋美清雄君の質問が終わりました。  
暫時休憩いたします。再開を1時55分にします。

午後1時44分休憩

---

午後1時55分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
5番通告者、3番船川京子さん。

〔3番船川京子君登壇〕

3番（船川京子君） 5番通告、3番船川京子です。残暑厳しい折、このようにたくさんの方に傍聴にお運びいただき、感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

脳脊髄液減少症の取り組みについて。

脳脊髄液減少症とは、交通事故やスポーツ、転倒などで体に衝撃を受けたことなどが原因により、脳脊髄液が慢性的に漏れ減少してしまう病気です。脳脊髄液が減少することで大脳や小脳は、それとともに下がってしまい、脳と頭蓋骨をつないでいる神経や血管が引っ張られて脳の機能が低下するために、頭痛や目まい、記憶力低下、倦怠感など、多種多様な症状が複合的にあらわれる疾患です。

この病気は社会的認知度も低く、診断や治療を行う医療機関が全国的に少ないこともあり、症状が似ている起立性調節障害や引きこもりなど心因的なものと診断されることが多く、病気のつらさに加え周囲の理解が得られないなど、苦しい思いをされている方も少なくありません。

子供の場合、横になり安静にしていると脳脊髄液が短時間で再生されることもあり、大人に比べ脳脊髄液減少症と判断されにくい状況です。そのため学校に行きたくても体がつらくて行けないのに、怠け病や仮病などと誤解され不登校と判断されてしまう場合があります。

また、子供の発症のきっかけとなる場所は、学校施設内が多く、廊下や階段などでの転倒や衝突、体育の授業や部活動中が挙げられます。今年度からは武道が必修化となり、さらなる子供の安全、事故防止対策、事故後の適切な対応が大変に重要になります。この疾患は特に初期対応が大切であり、後々の経過に雲泥の差が出ます。正しい認識、対応があれば、発症を抑えられる可能性もあると伺いました。

去る7月30日、脳脊髄液減少症患者支援の会・子ども支援チームより町長に「脳脊髄液減少症に関する情報公開及び広報誌掲載のお願い」の要望書が、教育長に「教育現場における脳脊髄液減少症対策の推進を求める」要望書が提出されました。その折、私も同席させていただきました。

要望書には、この疾患が日常生活の中で起こり得る大変身近な病気であることや、早期

発見、早期治療が最も大切であることから、町民の命と健康を守るために、予防法を含め脳脊髄液減少症の正しい情報を発信していただきたいとありました。

早速8月1日、町の公式ホームページのお知らせに重要と位置づけ、脳脊髄液減少症に関する情報を掲載いただき、子ども支援チームの方々から、喜びと感謝の声が届きました。

このような要望を初め、町民の皆様、教育関係者や保護者の方々に対し、正しい理解と認識を持っていただくために、町及び教育現場において今後どのような取り組みをされるのかお伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 船川京子さんの質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、船川議員のご質問にお答えをいたします。

脳脊髄液減少症についての今後のまちの取り組みでございますが、以前にも同様の質問があり、ホームページに掲載し住民周知をしたことがございます。

ご承知のとおり本疾患は、国の研究班により統一的な診断基準や有効な治療方法の研究が行われている段階の疾患でございます。

また、最近の情報では、これまで保険診療ではなかった脳脊髄液減少症の治療の一つであるブラッドパッチ療法などが先進医療に認定され、一部の人には有効な治療となっているのも事実であります。

脳脊髄液減少症の認知度は、議員おっしゃるとおり、本当に、まだ低く、このため、うそを言っているとか、あるいは怠けているなどの誤った認識をされる場合があると伺っております。

今回も、脳脊髄液減少症患者支援の会・子ども支援チームの方々の要望により、啓発内容を、先ほど船川議員がおっしゃったように、8月1日付でホームページにも掲載しておりますが、引き続き町民の皆様には正しい知識を持っていただくために、周知、啓発をしてみたいと考えております。

あと、教育現場の取り組みについては、教育長の方から答弁をさせます。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

教育長（伊藤孝生君） それでは、教育現場における今後の取り組みについて、お答えいたします。

この件につきましては、平成22年第4回定例会の岩佐議員からの一般質問で答弁しておりますが、再度答弁したいと思います。

脳脊髄液減少症につきましては、平成19年の5月30日付で文部科学省より、学校におけるスポーツ外傷等の後遺症への適切な対応についての通達がございました。

通達の趣旨ですが、スポーツ外傷等の後に、事故後の後遺症として、通常の学校生活を送ることに支障が生ずるにもかかわらず、周りの人から単に怠慢である等の非難を受け、

十分な理解を得られなかったことなどの事例が当たるとの指摘もなされておりました。

そのため各学校においては、必要に応じ、養護教諭を含む教職員が連携しつつ、個々の児童生徒の心身の状態に応じまして、学習面を含め学校生活のさまざまな面で適切に配慮するようにとの趣旨でございます。

これを受けまして教育委員会では、各学校の校長並びに養護教諭に対して、通達の趣旨について周知するとともに、適切に対処するよう指示した経緯がございます。

先日の8月21日には、脳脊髄液減少症を理解しようというテーマで、講師に医学博士を招いてのセミナーが取手福祉会館で行われました。議員も出席されたと思うんですけども、利根町からは、各学校の養護教諭、それから、保健主事等に呼びかけまして参加をさせております。残念ながら、私は、当時は臨時の校長会がございまして、残念ながら、そちらの方に出席しておりまして、参加はできませんでしたが、その臨時の校長会の折に、会議の折に、この脊髄液減少症については十分に理解し適切な対応が行われるよう指示したところでございます。

今後、教育現場の児童生徒の事故防止対策は、さらに強化していくと同時に、事故発生後に頭痛や目まい等の症状が見られる場合には、安静を保ちつつ医療機関で受診させたり、保護者に連絡して医療機関での診察を、受診を促すなどの迅速で適切な対応を行えるよう学校安全に努めていきたいと、このように考えております。

以上です。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 適切な対応をしていただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、学童保育と放課後子ども教室の職員の方に対する対応は、どのように行われるのでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 福祉課長石塚 稔君。

福祉課長（石塚 稔君） 児童クラブでございましてけれども、脳脊髄液減少症に対する取り組みにつきましては、当疾病に関する図書等を購入いたしまして、町内に3カ所の児童クラブがございまして、1冊ずつ備えまして、指導員に疾病についての理解を深めていただくという対応をとりたいと思っております。

また、うちの方では、私立でございまして保育園がありますので、保育園の方に対しましても、毎月、保育所入所選考会等がございまして先生に来ていただいているんですが、そのときに、この旨をお知らせしまして、また、さまざまな研修会とか先生方も行っておりますので、周知の方を十分に図っていきたく思っております。

以上でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

教育長（伊藤孝生君） 放課後子ども教室についても、保護者を通して、そういった実

態を話ながら、安全な放課後子ども教室に努めていきたいなというふうに思っております。  
以上です。

議長（五十嵐辰雄君） 生涯学習課長石井博美君。

生涯学習課長（石井博美君） 今教育長が申したとおり、今現在では行っておりませんが、今後必要となれば、保護者等、また、今指導している先生方にも周知していきたいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） よろしくお願ひします。

先ほど町長からの答弁の中に、周知徹底していくという一文をいただき、大変心強く思いました。そこで、保健センターからホームページに重要と位置づけて掲載をしていただいたと思いますが、今後「広報とね」など紙媒体で周知していくようなお考えはありますでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 保健福祉センター所長岩戸友広君。

保健福祉センター所長（岩戸友広君） 今回の8月1日のホームページ、掲載したところですけども、一緒に「広報とね」に載せたかったところ、期日がちょっと間に合わず、それで、10月号に、第1回目、載る予定であります。

以上です。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） この疾患は、潜在している患者数は全国で数万人とも数十万人とも言われております。現在、町の中にも、もしかしたらつらい思いをされている方がいるかもしれません。病名にたどり着き、治療法にめぐり会うことで、人生を取り戻せるといっても過言ではないと思います。町民の皆様には正しい認識と理解をお持ちいただくには、行政と教育現場が頼りであると考えます。今後とも、折に触れ町民の皆様に対して、情報の発信、広報活動をお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、情報メール配信の取り組みについて。

この情報メール配信サービスは、ことしの5月からスタートし、町民の皆様にとっては、期待と関心の高いサービスであると考えます。

このサービスを利用するために登録する際、配信項目の中から、登録者が希望する項目を選択します。最初に表示されているのが、イベント・講座開催情報です。私も登録しております。大変に期待し、メール配信を楽しみにしておりましたところ、第35回利根町民納涼花火大会のお知らせメールが8月15日と開催当日に届きました。とてもタイミングよく配信され、大変うれしく感じました。

イベントや講座開催についての情報配信は、これまで町のイベント等に消極的な態度を示されていた方たちにも、参加を呼びかけるには効果の期待できるサービスであり、町の活性化に向けても大変に有効であると考えます。しかし、今のところ余り配信されていな

い印象を持ちますが、町としての今後の取り組みをお伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

町としての今後の取り組みについてということでございますが、当町の情報メール配信サービスにつきましては、議員ご指摘のとおり、最初に、イベント・講座開催情報、子育て情報、健康情報、災害緊急情報、町道等道路情報、公園施設利用情報、その他の情報といった七つの配信項目を用意し、本年5月より運用を開始したところでございます。

8月末現在でございますが、延べにして1,009件の登録をいただいているところでございます。

議員がご指摘されるように、今のところ余り配信されていない印象があるということでございますが、職員が、このサービスを行う上で、システムの理解度がまだ不十分であること、また、運用を開始したばかりで、配信の必要性が十分理解できていないなどが、その要因につながっていると考えております。

先月ですが、近隣の市の配信例、4月から7月にかけて配信されたものを抜粋したものを、町内LAN等で職員へ紹介するなど、運用がスムーズに行えるよう努めた経緯もありますが、今後は、職員の操作技法等の習得強化に努めることで、メールでの情報配信が徐々にでもふえるよう努力していきたいと考えております。

また、一方では、ただいま申し上げましたように、8月末現在で延べ1,009件の登録がありますが、5月末が691件、6月が129件増で820件、7月が52件増で872件、8月が137件増で、トータルで1,009件と、徐々にではありますが、登録者は増加しております。

しかしながら、登録の方法が少し難しいとのご意見もございましたので、再検討を行い、今月、9月からですが、空メール方式での登録方法に切りかえ、登録がより簡単に行えるよう改善を行ったところでございます。

登録方法が簡単になったことにつきましては、間もなく配布される「広報とね」9月号で、その登録方法を掲載しておりますので、未登録の方がおられた場合は、登録の仕方が以前より簡単になったことをご紹介していただければ幸いかなと思っております。

いずれにしましても、メール配信サービスの今後の取り組みにつきましては、職員の情報メール配信サービスへの認識の高揚を図るとともに、定期的な広報紙への内容掲載やホームページを通じた広報活動に力を入れることで、登録者のさらなる増加を期待したいと考えているところでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 調査研究にお取り組みいただき、大変に期待値が膨らむ思いでございます。

そこで、お尋ねをします。

現在、まだ配信の組み立てをされている状況もあるかとは思いますが、この配信の内容、

また、配信決定などは、現在は、どこで行っているのでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長師岡昌巳君。

総務課長（師岡昌巳君） それでは、お答えいたします。

情報メール配信のもとには総務課でございますが、この情報等につきましては、配信する決定等につきましては、各担当課の方で決定して配信している状況でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） それでは、この町からの情報メールの配信を、町民の方が利用することは可能なのでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長師岡昌巳君。

総務課長（師岡昌巳君） 済みません、もう一度。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 別の言い方をさせていただきます。

現在、例えば町民団体の皆様が公共施設を利用してイベントや展示会、発表会などを行う場合があると思いますが、そういったときのお知らせに、この情報メールを利用することは可能なのでしょうか。具体的に言いますと、音のまちTONEふれあいコンサートや文化協会の発表会などを公民館で行うことがあると思います。そういった場合に、この情報メールの配信を利用することは可能なのでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長師岡昌巳君。

総務課長（師岡昌巳君） そういった催し物等の配信につきましては、例えば今の例ですと、生涯学習課の方で担当しておりますので、そちらで配信の決定……。文化協会とか体育教会等の行事であれば、生涯学習課の方で、その配信については検討するというか、決定できると思います。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 決定できるということは、利用することが可能と理解してよろしいのでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 個人とか、それと、普通、任意団体いろいろありますけれども、そういう方々は、利用はできません。ただ、町が協賛または主催、また、教育委員会が協賛、主催、または、文化協会等々、そういう公共的な催しの配信はできますけれども、多分、船川議員おっしゃっているのは、任意団体とか個人のことだと思うんですけれども、そういうものについては、メール配信はできません。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） ちょっと質問の仕方が思わしくなく、意図が伝わらなかったように申しわけないと思いますが、私が質問しているのは公共の方であります。個人は、常識で考えても難しいかなと私も判断いたしますが、例えば公民館などで発表会を行う、役場

の1階で展示会を行う、そういった催し物に対しては、ぜひともメール配信を行っていただきたいと考えます。そして、主催する町民の方が、この情報メール配信を利用できるかどうか、ご本人たちにお伝えしてあるかどうかを伺いたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） まだ伝えていない……、団体……。

議長（五十嵐辰雄君） それでは、もう一度、繰り返して、3番船川京子さん、質問してください。

3番（船川京子君） 公民館で文化協会の方たちが発表会を行うときに、情報メールの配信を利用できることを文化協会の方たちはご存じでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 生涯学習課長石井博美君。

生涯学習課長（石井博美君） 文化協会が、この発信メールについて知っているかというようなご質問だと思うんですが、きっと、そこまでは知っていないと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 先ほども申し上げましたように、この町の活性化に向けて大変期待の持てる有効な施策であると私は考えております。このメール配信を利用できる方には、きちんと利用できることをお伝えしていただき、最大限に今後活用していただけることをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

では、男女共同参画の取り組みについて。

平成11年に男女共同参画社会基本法が国会で成立して以来、この十数年、国や県、また茨城の各自治体においても、継続的な取り組みが積極的に行われているとの印象を持ちます。

県では昨年、茨城県男女共同参画社会基本計画（第2次）・いきいきばらきハーモニープランが策定され、その取り組み姿勢を見ると、重要な施策であることを示していると考えます。

これらの基本計画は、男女が社会のあらゆる分野で、性別にとらわれることなく、お互いの人権と個性を尊重し、みずからの生き方を選択できる男女共同参画社会の実現を目指しています。

昨年の第4回定例会で、この利根町におきましても、いま一步の前向きな取り組みを期待し、質問させていただきました。

その折、町長は答弁の中で今後の取り組みとして、男女共同参画社会の実現は、男女の固定的な役割分担の意識をなくしていくことが重要なことであるので、いろいろな機会を通じまして啓発活動を行っていききたいとお考えを示されました。町民の皆様に対する広報、啓発活動に、期待の持てるお答えをいただけたと記憶しています。

そこで、次の4点についてお伺いしたいと思います。

まず、1点目として、町として男女共同参画社会の実現に向け、町民の皆様に対する広

報及び啓発活動をどのように行っているのか、また、今後の取り組み方についてもお伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、1点目の男女共同参画社会の実現に向け、町としてどのような広報、啓発活動を行っているか、また、今後の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

男女共同参画社会の実現につきましては、男女が性別に関係なく、ともに社会のあらゆる分野に平等に参画できるまちづくりが何よりも重要だと考えております。

そのためには、まず、一人一人が社会的に自立し、お互いに認め合う豊かな心を持ち、家庭、学校、職場などにおいて、男女がともに責任を分かち合うことができる環境の構築や意識の啓発が大切であると考えております。

これまで、町といたしましては、議員もご承知のとおり、男女共同参画基本計画というものは策定しておりませんが、総合振興計画の中において示している男女共同参画社会の形成に向けた男女平等意識の啓発と女性活動の促進の施策を推進すべく、県が主催している男女共同参画連携講座やセミナーの案内、広報紙の配布などを行い、広報、啓発活動を実施してまいりました。

また、啓発活動の強化を図るため、庁舎1階イベントホールに男女共同参画コーナーを新たに設け、セミナーの案内やポスターの掲示などを行っております。

そのほか、今後は、教育委員会との協議を行い、利根町図書館に同様に男女共同参画コーナーを設置したいと考えております。

その設置内容は、男女共同参画の関連図書やDVD等の媒体を活用した啓発活動を行うものであります。

また、町のホームページにおいても、男女共同参画についてのページを設け、まだまだ認知度の低い男女共同参画についての啓発を実施していきたいと考えており、現在、その準備中でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 今町長から、男女共同参画をホームページに、これちょっと確認させていただきたいんですけども、コーナーを設けるということですか。それとも、単発的に掲載するということですか。確認させてください。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 町ホームページの方に、男女共同参画のページというんですか、コーナーというんですか、そういうものを載せる場所を設けたいと、このように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） ということは、継続的に情報が配信されると理解してよろしいん

でしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） そのようになろうかと思えます。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） すごい前進だと思えます。

それでは、次の2点目の質問に移らせていただきます。

平成24年度末までに審議会などへの女性委員の参加割合を25%とする目標を、前回の男女共同参画における質問をさせていただいており、同じく町長から答弁をいただきました。この目標に向けて、現在までの進捗状況をお伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 審議会などへの女性委員の参加割合の進捗状況ということですが、利根町行政改革行動計画の取り組み内容として、女性委員の積極的な登用により、平成24年度に25%を目標として推進してまいりました。

その結果、平成24年4月1日現在の女性委員の割合は21.5%でございます。

現在、目標の25%は達しておりませんが、今後におきましても委員改選等の機会に、さらなる登用率の向上に向けて推進していきたいと考えております。

参考まででございますが、平成22年1月1日現在では16.7%、それが23年4月1日現在で18.6%まで上がりまして、平成24年4月1日は、先ほど申し上げましたとおり21.5%ということで、約5ポイント弱、正確には4.8ポイントですが、アップしております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 徐々に水かさを増していただいているという現実、意識をそれだけお持ちいただいているということだと思えますので、さらに、この25%から国の目指す3割に向けて、前向きなお取り組みを期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

3点目といたしまして、男女共同参画に関する町計画の策定については、第4期基本計画の中にボリュームアップして掲載していくとの考えを示されておりますが、具体的に、どの程度の内容を盛り込む予定でいるのかお伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 3点目の男女共同参画に関する計画の策定については、今年度に策定する総合振興計画4期基本計画の中でボリュームアップして掲載していくとお答えをいたしました。議員おっしゃるとおりでございます。現在、施策の見直しを含め、策定作業を実施しているところでございます。

その内容といたしましては、4期基本計画期間内、平成25年度から29年度の5年間において、現在、未策定であります男女共同参画基本計画の策定を目標として明記したいと考えております。

また、より一層の広報、啓発に努めて、男女平等意識の向上に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えているところでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 今町長の方から、利根町男女共同参画基本計画策定の目標を明記していきたいとの答弁をいただきました。これは、平成25年から29年、つまり、この期間に基本計画の策定に取り組むと理解してよろしいのでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） そういうことでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） ということは、平成29年までできない可能性もあるということですか。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

先ほど町長がご答弁申し上げましたとおり、平成25年度から29年度の5カ年間の4期基本計画を今策定、見直し中でございますので、その中に未策定になっております男女共同参画基本計画の基本計画を策定するということを明記するということでございますので、この5年間に策定すると、策定を完了するということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 5年以内に、この平成29年までに完了させると理解をいたしました。

そこで、お尋ねいたします。

前回の質問のときにも申し上げたかと思いますが、茨城県44市町村の中で男女共同参画基本計画の策定がまだされていないのは、この利根町ただ一つという現実があります。にもかかわらず、平成29年が目標となるということでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 平成29年度を目標と、最終年度でございますので、その5年間の間に策定を完了するというようなことでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 平成11年に、男女共同参画社会基本法が国で策定されました。その後、都道府県においては義務化され、各市町村においては定めるように努めなければならない努力義務に位置づけられました。10年前に、当時の先輩女性議員の方が、やはり一般質問の中で基本計画の策定の質問をされております。その折の執行部からいただいた答弁は、基本計画は時期を見て策定しなければならないと考えておりますといただいております。それから、定めるように努めなければならない、そして、この答弁が時期を見てという、そのことを考えたときに、この10年の時の経過、利根町だけが策定されていない現

実を踏まえて、ぜひとも、もう少し早い時期に策定をしていただくお考えはないでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 平成25年度から29年度の5年間の間と、なるべく早い時期ということでございますので、なるべく早い時期には策定したいと、そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 時期については、やはり明確なお答えをいただくのは、きょうの時点では難しいかと思っておりますので、4番目の質問に移らせていただきます。

男女を問わず、町民の皆様にも正しく内容のご理解と推進のご協力をいただくために、推進協議会の設置や女性議会の開催、町長懇談会やセミナーなど、具体的な男女共同参画社会実現を目指すための事業を展開するお考えはあるのかお伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 4点目の協議会の設置、女性議会の開催、懇談会やセミナーなどの具体的な事業を行う考えはとのごでございますが、協議会については、男女共同参画基本計画の策定の際に設置し、この計画の策定に参画していただくとともに、進行管理もお願いしたいと考えております。

セミナー等の開催については、茨城県等の開催のセミナーなどの情報を広報や男女共同参画コーナーなどで周知して、参加を促したいと考えております。

当面、男女共同参画社会の形成に向けた男女平等意識の啓発と女性活動の促進、この施策を推進するための啓発を実施していきたいと考えているところでもございます。

具体的な事業については、男女共同参画基本計画の策定と進行管理を通して、町民の意識の醸成を図りながら、町民の皆様と協働で進めていきたいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 今町長からいただいた答弁の内容の方向で、ぜひとも取り組み、進めていただきたいと思います。

そこで、今まで質問してまいりましたことに関連した質問をさせていただきたいと思っております。

この第4次利根町総合振興計画3期基本計画の中に、第1章の3期基本計画の趣旨の中の社会の動向の項目の中に、男女共同参画社会を取り上げているところがあります。そこで、少し時間がありますので、読ませていただきたいと思います。

長期的な予測の中で日本の人口は次第に減少していくものと予測されており、それに伴う人口構成は生産年齢人口の急激な減少を意味しています。将来的な労働力の減少を支えていくためには、女性の社会進出は不可欠であり、女性の社会における役割がさらに増すものと考えられます。そして、女性の積極的な社会進出を支えるために、子育て支援を初め、就労環境の改善など、地域社会での理解が必要となってきます。最近では、子育て支

援の充実度によって住まいを選ぶ人も出てきており、環境対策とともに新たな都市間競争の要因の一つになりつつありますと、この取り巻く社会状況を端的にあらわしていただいていると思います。

先ほどお答えいただいたのは、基本計画の中にボリュームアップをして入れていくという、内容的なことだと思えます。今申し上げたような、この社会の動向の部分は、第4期基本計画を策定する際に充実させるお考えがあるのかどうかお伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） それでは、答弁を企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 今議員さんの方から、いろいろご指摘がございましたけれども、現状といたしまして、今議員さんがおっしゃったような、女性の社会進出をするための環境と申しますか、子育て、あるいは介護の問題等、いろいろあって、なかなか社会参加ができないというようなことがあるかと思えます。これを解決するために、介護の問題であれば、平成12年に始まりました介護保険、子育てにつきましては、さまざまな子育ての支援がございます。そのようなことがあっても、なかなか社会参加が難しいと。それらの働く環境が整っていないというところもあると思えますけれども、やはり意識の中に、例えば人口が減って納税者が減れば、女性の方にも働いていただいて、しっかり納税していただくということが大事かと思うんですけれども、そのようにならないところが一方にあると。これは配偶者控除というような制度もございまして、30年代の高度成長期に家族のモデルのようなものがありまして、男性が外で働いて、女性は家庭を守るような、そういう仕組みが制度としてつくられてきたような環境もありまして、なかなか社会参加が進まないというようなところもあるかと思えます。

そういうものを解決するには長い時間がかかるでしょうし、意識を変えていただくためには、いつまでというような期限を切ったことはできないと思えます。それを一歩ずつでも進めていけるような内容の計画の策定、中身の具体的な策定をこれからしていくというようなことでもございまして、今現在、決まっておりますのは、男女の人権尊重というところに男女共同参画の項目も入れまして、計画の具体的な策定をしていくというようなことで今進めてございます。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） もう一度、伺います。先ほど町長から答弁をいただいたのは、男女共同参画の4期計画に入れる内容のことだと思えます。今私が伺ったのは、この1章は、基本計画の趣旨の部分だと思えます。そこに、この社会の動向として男女共同参画を取り上げていただいているので、この内容をもう一歩充実させて掲載するお考えはありますかと伺いました。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） そのようなことでもございますので、今回の第4期基本計画の中の項目の中で、もっと具体的に絞り込みまして計画の方の策定をしていきたいと、

そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） わかりました。

それでは、今いろいろ、この男女共同参画に取り組む町の考えを聞かせていただきました。ホームページにコーナーを掲載していただける、これは大変に前進した形が整ったのではないかと思います。また、基本計画の策定も、目標ではありますけれども、明記していただけるということですので、そこに期待もし、何とか、この少子化にも、また、女性の社会進出、さらには、男女の性差による固定的な役割分担の解消の一助になることを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で、船川京子さんの質問が終わりました。

暫時休憩いたします。再開を3時5分といたします。

午後2時50分休憩

---

午後3時05分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番通告者、1番新井邦弘君。

〔1番新井邦弘君登壇〕

1番（新井邦弘君） 皆さんこんにちは。6番通告、1番新井邦弘です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

人事異動に公募制を導入する考えはあるかをお伺いします。

庁内の従来の人事異動は、町長や上司など上級者の判断によってなされていたと思います。それは客観的な評価によってなされるので、それなりに機能していると解されます。しかし、表面に出てこない隠された能力は評価しがたく、人材が生かされていないとか適材適所に配置されないために能力が埋もれたままになっているといったことは、多分、否定できないのではないのでしょうか。

公募制度の導入する目的としましては、若手職員のモチベーションの向上、問題意識を持った職員の配置により住民サービスの向上、職員による主体的なキャリアの形成を促進することなどが挙げられます。

また、留意点としましては、公募により職員が異動したため欠員が生じた部署への補充、異動が成立しないケース、応募者があられないケース等の対応が必要であります。そして、人材流出の激しい部署でのモラルダウンの懸念もあります。

そういったことも踏まえて、職員が希望する分野の自分なりの考え方、プランを書面提出と面接形式で直接人事に訴えて、住民サービス向上の効果が期待できるようであれば、その部署に配属する。こうした職員の異動について、公募制度を導入することについて、いかががお考えかお伺いしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 新井邦弘君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、新井議員のご質問にお答えをいたします。

公募制による人事異動についてのご質問でございますが、町政を取り巻く社会経済情勢の変化や、町が解決すべき課題に的確に対応するため、とりわけ専門性の高い職務や事業、大規模プロジェクトなどを立ち上げる際に、これらの職務や事業等に携わる職員の希望を募り、その応募者から選考した者を人事に反映させるという庁内公募制のことかと思いません。

この制度は、職員本人の積極性を重視し、能力、適性等を最大限に生かした人員配置を行うことが可能ということで、近年、自治体や教育行政において導入が進んでいる制度であると認識をしているところでございます。

今後は、職員のチャレンジ精神を引き出し、より質の高い町民サービスが提供できるよう必要が生じた場合には、公募制の導入も視野に入れた検討を行い、効率的な人事に反映させてまいりたいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 1番新井邦弘君。

1番（新井邦弘君） いろいろありがとうございました。

そのときに、例えばいろいろな人事異動で公募をしましたがけれども、応募ができないケースに対して、例えば総務課長は、どのようにお考えですか。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長師岡昌巳君。

総務課長（師岡昌巳君） ただいまの公募制による人事異動につきましては、以前ですが、茨城県の租税債権管理機構への出向ということで募集したことがございます。そのときは応募者がございませんでしたが、応募者がいないということにつきましては、利根町の職員、事務職員入れて120名程度ですが、町長がすべて把握していると思いますので、適材適所で異動はさせるということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 1番新井邦弘君。

1番（新井邦弘君） 先ほど町長の答弁の中に、教育行政についても、そういったことが今問題になっているというような話がありましたけれども、教育長については、その点をお伺いしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

8番（井原正光君） 教育長、これね、きのうも言ったように、通告がされていないからだめだと、きのうも言ったでしょう。教育に対する……。

議長（五十嵐辰雄君） 1番新井邦弘君に申し上げます。ただいまの教育委員会については、通告外でございます。

それでは、もう一度、質問願います。

1 番新井邦弘君。

1 番（新井邦弘君） そういうところで、例えば導入の考えが町長はおありになるというふうなお答えをいただきましたけれども、この期限については、例えば今年度いっぱいとか、そういった考えではなく、長期的にということに理解してよろしいのでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 先ほど総務課長からあったように、なかなか公募しても手を挙げる職員がいない、これが現実でございます。

それと、やはり職員の適性等もあります、やはり職員には、ある程度、町の職務の全体を把握してもらいたいなということで、前には1課に、10年、15年いる職員もいましたが、今は……、税務課等は一通り覚えるのに時間がかかるということで、そういう課もあります、一つの目安として5年、長くても7年を目安に職員の異動を行っている。そのときも、決して、ただやみくもに異動するのではなくて、やはりその職員の適性を見て異動しているということで、一番の問題は、1課に長くいますと水と同じでぬるんでくるというか、そういうような現状もありますので、今は5年、長くても7年を一つの目安として。いろいろな事情があって、1課に8年、9年いる職員も確かにいます。医療職の場合は、これはしょうがないんですけれども、医療職でない職員でも、大体、今は一番長い職員でも多分7年くらいだと思んですが、そういうことで、職員の一人一人の性格、あと、一人一人のいろいろな職務に対する適性というんですが、そういうものを見きわめた上で今異動しているのが現状でございます。

それと、人事評価制度、これ導入します、それで、人事評価制度を導入しますと、私は課長と面接をするということで、課長は部下と面接をするということで、そんな中で、面接の中で、そういう話も何とかできて、職員の希望等々も、そんな中で聞いて、それを生かしていければ、そのように考えているところでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 1 番新井邦弘君。

1 番（新井邦弘君） それでは、過去の例においてなんですけれども、例えばそういった評価によって、いろいろな各部署に職員さんが回りますけれども、その中で、例えば問題意識のあった職員さんが今まで、例えば事業の立案をしたりとか、そういった先進的な条例をこんなふうにしましょうよというような例は今までございますか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 職員の方から、要するに、いろいろな提案とか提起があるのかというご質問だと思うんですけれども、全然ないということはございませんけれども、ほとんどないというのが現状でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 1 番新井邦弘君。

1 番（新井邦弘君） あと、先ほどの部署について5年から7年という一つの目安ということでお話されましたけれども、例えば専門性の高い税務課など、例えば忙しい時期が

重なった場合に税務課においては、例えば住民の方の何か不満がたまに聞こえてくるんですけども、そのようなときに総務課としては、対応の方はどのようにしていますか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 税務課にいた税務に明るい職員を確定申告時期には、もし人数が足りなかった場合、職命で応援に行くようにしております。

議長（五十嵐辰雄君） 1番新井邦弘君。

1番（新井邦弘君） 先ほどの答弁で町長の方から、一応そういった形で導入の方を検討する考えがあるということをお聞きしたので、一つ目の質問は終わりたいと思います。

二つ目の質問で、諸納付金の徴収についてお伺いします。

町民が役場に納めるものには、町県民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税と数が多く、2カ月ごと、3カ月ごとに納めなければなりません。これらは役場から送付される納税通知によって、口座振替や、町民が役場あるいは金融機関に足を運んで納付している実態にあります。そのため、心ならずも納付期限を過ぎるなどで未収になったり、滞納がふえる原因にもなると思います。こうしたことから、クレジットカードの利用を積極的に推進されてはいかがかと思う次第です。

クレジットカード納付の納税者側のメリットとしては、インターネットや電話により自宅にいながら24時間の決済が可能であること、そして、納税者が、リボ払い、ボーナス払いと支払いのバリエーションがふえること、他の家計支払いとの一元管理が可能であり、また、行政側のメリットとしては、納付手段の多様化による住民サービスの向上、期限内納付及び収納率の向上、収納業務の効率化、そして、徴収コストの低減などが考えられます。

当町内においてもコンビニ収納の導入に取り組んでいると思いますが、それはそれで一定の成果を上げることと思います。しかし、さらに住民サービスの向上と徴収事務の簡素化、効率化を推進するため、クレジットカード納付を導入することは時代の流れであると考えています。いかがお考えかお伺いします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

諸納付金の徴収についてというご質問でございますが、クレジットカードによる納付を受け付けする考えはあるかということでございますね。

クレジットカードによる税金、料金の納付制度、いわゆる公金クレジット収納でございますが、茨城県内では現時点で、日立市、守谷市などの6市で実施していると聞いております。

クレジット収納につきましては、2006年に地方自治法が改正され、カードを利用した地方税の納付が可能になりました。導入ということになれば、納税者の皆様の納付選択肢が

ふえるとともに、現金の持ち合わせがなくても税金を支払うことができるというメリットがございます。

クレジット収納にも数種類の形態がありますが、現在ではインターネットによるカード払いが主流となっております。

これは、納税者がインターネットにより公金支払いの意思表示をすれば、公金の立てかえ払いを行う指定代理納付者が納期までに税金を納付し、その後にカード会社に請求をする仕組みで、納税者においてはカード会社に対し、一括、分割、リボ払いを選択する中で返済することとなります。これは新井議員ご指摘のとおりでございます。

納税者にとっては、コンビニ収納とは違い、自宅にいながら支払いが可能という利便性を享受できるわけでございます。

それでは、自治体側については、どうなのかという部分でお話をさせていただきます。

先ほども申し上げましたようなクレジット収納の利便性がある中で、全国自治体において、その導入状況はどうなのかといえますと、さほど進んでいないというのが現状でございます。

昨年度における、昨年度ですから、2006年から5年たったの全国の普及率で申し上げますと、8%弱というところです。

なぜ、このような利便性が高い納付方法が普及していないかといえますと、手数料がネックになっているわけございまして、クレジット収納の手数料は納付額の1%でございます。

ご承知のように、町民税、固定資産税、国保税等の税金は、全期払いはもちろんですが、期別払いであっても、それなりに高額な金額となります。10万円の納付をすれば、その1%、1,000円が手数料となります。自治体が、この手数料を負担していくことは、収納コストの増大が懸念されるわけでございます。

あとは、他のほかの納付方法による納税者との手数料の負担の均衡性という問題がございます。口座振替は1件当たり10円です。コンビニに納める方は、最大額の30万円を払っても60円でございます。こうした中でクレジット収納の場合には、数百円、数千円の町負担が生じる中で、公平性の観点から他の納税者、住民の皆様の理解と合意を果たして得られるのが一番の課題となっているわけでございます。

総務省における通達でも、これら手数料負担のあり方について言及しており、導入予定の自治体においても、結果的にクレジット収納の場合には納税者にご負担をいただく中での検討がなされている現状でございます。

本町におきましても、収納コストの抑制を踏まえつつも、納付選択肢の拡大、利便性の向上ということも大事なことでありますから、これらも含めて十二分に検討した上で、今後も課題解消のため研究に取り組み、その需要なども把握しながら進めていきたいと考えます。

以上のことから、クレジットによる公金納付につきましては、まだまだ研究課題も多いため、現時点では今後の懸案事項と考えているところでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 1番新井邦弘君。

1番（新井邦弘君） 今の町長答弁で、確かにそのとおりだとは思いますが。しかし、ある自治体では、たしか行政側と住民側が、その手数料の比率ですか、それを話し合っ、半分半分とか、それから、60%、40%というような決めでやっているところもあります。

確かに納税者からすれば、今スーパーマーケットとか病院などでも、今ほとんどカードが使えるような時代になりまして、僕なんかよく行くスーパーなんかでもほとんど……、現金で払っている人もいらっしゃるんですけども、カードの方がかなり多く見受けられると思います。

そういった中で、例えば各種税金の平均請求単価に、たしか町長は1%乗せるというようなことでしたけれども、それと、例えばコンビニ手数料、それから、口座振替手数料、それを比較して、例えばそのときの未納者の管理、それと、電話催促とか督促状、滞納のお知らせの発送などの事務的経費等を考えてみても、やはりまだまだ利根町の場合は早いというふうにお考えでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） まだまだ利根町の場合は早いと、そのように考えております。

それと、使用料という点ですけれども、税金とは違うんですけれども、公民館にしる、生涯学習センターにしる、住民の方にご負担いただく使用料というんですか。あれは、カードで支払いする場合は機械を置くしかない。あの機械、あれ幾ら。

〔「約40万円ぐらい」と呼ぶ者あり〕

町長（遠山 務君） あの機械と設置するのに経費が40万円くらいかかるということで、使用料の場合は、とてもカードでは……、そのような現状なので、カード決済はできないというような状況もございませう。

話戻りますけれども、今の現状では利根町の場合は、まだ早いと思っておりますし、先ほども申し上げましたとおり、地方自治法が2006年に変わりました、それで5年たっても、まだ全国的に8%。これ、いろいろ、新井議員おっしゃるとおり、行政と納税者のフィフティー・フィフティーの負担とか、いろいろなケースがあるようでございませうが、まだまだ利根町の場合は早い、まだ導入するには早いと、そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 1番新井邦弘君。

1番（新井邦弘君） 例えば一番単価が低い軽自動車税のみというような考え方も多分できると思っておりますけれども、その場合、手数料もかなり低く抑えられると思っておりますが、そういった各項目に、例えばカード決済をするという考えはありませうか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 先ほどから申し上げますように、まだまだ研究課題が多いという

ことで、そういうものも含めて研究していかなければならないと、そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 1番新井邦弘君。

1番（新井邦弘君） 私も、やっぱりクレジットカード決済が多いもので、どうしても納税者側の立場になると、そういったことかなり便利だと。例えば納付しに行かなくても大丈夫ですし、24時間、自宅のパソコンで決済ができますので、そういった点を踏まえて今回質問の内容にしましたけれども、私も、これからも課題だと思いますので、一生懸命勉強して、また今度の12月か3月になるかわかりませんが、いろいろな提案をさせていただきたいと思いますので、一般質問をこれで終わりにします。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で新井邦弘君の質問が終わりました。

---

議長（五十嵐辰雄君） 本日の議事日程は全部終了しました。

明日は午後1時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後3時28分散会